

わが国において、高病原性鳥インフルエンザが確認されました！ ～家きん舎の一斉点検など、厳重な警戒を～

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室

本病に対する厳重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。

- 野鳥、ねずみなどの野生動物対策として、
 - ・ 野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損
 - ・ 家きん舎の壁面の破損や、家きん舎の屋根と壁の隙間など、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検して下さい。十分でない場合には修繕などを行って下さい。
- 家きん舎に入る場合には、ウイルスを持ち込まないように、衣服や靴の交換や十分な消毒を行って下さい。
- 家きん舎が、
 - ・ 池などの野鳥生息地の近くにある場合
 - ・ 野生動物の生息しやすい環境にある場合
 には、上記対策を定期的に点検・確認して下さい。
- これまで以上に念入りに、飼養家さんの毎日の健康観察を行って下さい。死亡家きんが増えた、元気消失といった家きんが増えたなどといった異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡して下さい。

【農家の皆様をはじめ、農場・と畜場等に入入りするすべての皆様へ】

家畜の伝染病を防ぐには、農場への病原体の侵入を防ぐことが重要です。日頃から、飼養衛生管理基準に従い、人、車両、作業器具などの出入りの際は、きちんと消毒するなど、関係者が一体となって取り組みましょう。



靴底消毒槽の設置



農場専用衣類・長靴の設置



消石灰帯の設置



車両の消毒



入場記録の設置

詳細は、農林水産省HPIに掲載しています。
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

鳥インフルエンザに関する情報 検索

